

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年4月24日（令和6年（行情）諮問第516号ないし同第524号）

答申日：令和7年1月17日（令和6年度（行情）答申第794号ないし同第802号）

事件名：特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件
特定事業場が特定期間に届け出た時間外労働・休日労働に関する協定届の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表1に掲げる9文書（以下、順に「文書1」ないし「文書9」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年11月22日付け東労発総開第5-38号ないし同第5-41号及び同第5-43ないし同第5-47号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分

9」といい、併せて「原処分」という。) について、その取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。(原処分1ないし原処分11共通)

(1) 審査請求書

(前略)

本件の申請人は申請内容にある開示を求める特定株式会社の正社員です。入社年月は平成特定年月です。以降、現在まで同じ事業場、A事務所で継続して勤務しています。しかし、就業規則に関しては、①平成27年特定月日②平成29年特定月日③平成29年特定月日④平成30年特定月日⑤平成31年特定月日⑥令和2年特定月日と改正及び管轄の労働基準監督署への変更届けがあったことを一切、知る機会がありませんでした。前文にある決定通知書を受けて過年度の36協定「時間外労働・休日労働に関する協定届」(様式第9号)が、民主的に労働者の代表を選出せずに、何らかの事由によって、労働者に周知されることなく継続して届出されていたことが明らかになりました。就業規則の改定及び変更届けに関する意見聴取についても同様に民主的に選出されていない労働者代表によって意見書の署名欄に署名があることが明らかになりました。

即ち、今回、東京労働局及び特定労働局から私への開示決定通知書に記載された事業場においては民主的に労働者の選出が行われておらず、各記載事項にある労働者選出方法の「全員による挙手」或いは「労働者の過半数以上による賛同」等の記載は事実と異なります。

その為、部分開示された過年度の各就業規則に対する意見書や36協定の黒塗り加工処理された署名欄の労働者代表について、同じ事業場で各部分開示された文書にある当時から継続勤務する労働者が知り得ない状況が継続しています。これは実際には民主的な選出、部分開示にある「全員による挙手」等による民主的な労働者の選出及び使用者が労働者に対して労働基準法で定められた周知を怠ったことが原因です。

今回、審査請求する事業場は私が入社以降、継続して勤務する特定株式会社A事務所と私の同僚が勤務する同B事務所及びC事務所及びD事業所になります。各事業場の先輩や後輩、同僚に部分開示された、各文書の労働者代表の選出方法について私は聞き取り調査を行いました。結果、「全員による挙手」によって労働者代表が選出された事実は一切、認められませんでした。

このような経緯から今回、あらためて前文にある各行政文書開示決定

通知については部分開示ではなく、少なくとも、労働者代表名に関わる箇所については開示を求めます。これは同じ職場で勤務する労働者の知る権利であり、使用者が労働者への周知義務を怠ったことに起因する情報開示請求です。その為、あくまでも開示を求めるのは同じ職場で勤務する労働者の氏名であり行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）等により、開示を求める当該法人は私自身の勤務する法人である為、開示によって、法人の権利や競争上の正当な利益を害するものではありません。

これらの理由から、少なくとも、労働者代表名に関わる箇所についてはさらなる部分開示を求めます。

（後略、添付資料略）

（2）意見書

本件についての意見は既に令和6年1月31日に厚生労働大臣に対して送付した通りであり、変更ありません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和5年4月27日（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る各開示請求を行った。

（2）（略）

（3）処分庁は、本件各開示請求に対し、令和5年11月22日付け東労発総開第5-38号ないし同第5-41号及び同第5-43号ないし同第5-47号により各一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年1月31日付け（同日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分1ないし原処分4、原処分8及び原処分9については、不開示情報の適用条項を加えた上で、原処分を維持することが妥当であり、原処分5ないし7については、不開示情報の適用条項を追加及び変更した上で、原処分を維持することが妥当である。

3 理由

（1）本件対象文書の特定について

労働基準法36条1項は、「使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、

その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。」としている。そして、使用者は当該協定を労働基準法施行規則16条に基づき所轄労働基準監督署へ時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）として届け出なければならない。

処分庁は、特定株式会社特定事務所Bから届出のあった「時間外・休日労働に関する協定届」（協定の有効期間、別表1の6欄のとおり）を、本件対象文書として特定した。

(2) 原処分における不開示部分について

処分庁が特定した時間外・休日労働に関する協定届には、以下の記入欄がある。（以下、○数字の番号は、当審査会事務局において整理している。）

ア 原処分1ないし原処分6で特定された時間外・休日労働に関する協定届（文書1ないし文書6）

様式番号、届の表題に加え、①事業の種類、②事業の名称、③事業の所在地（電話番号）、④協定の有効期間、⑤a時間外労働をさせる必要のある具体的事由、⑤b業務の種類、⑤c労働者数（満18歳以上の者）、⑤d所定労働時間、⑤e延長することができる1日の時間、⑤f1日を超える一定の期間（起算日）、⑥a休日労働をさせる必要のある具体的事由、⑥b業務の種類、⑥c労働者数（満18歳以上の者）、⑥d所定休日、⑥e労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻、⑥f期間、⑦協定の成立年月日、⑧a協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名、⑧b協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の印影、⑨協定の当事者（労働者の過半数を代表する者）の選出方法、⑩a使用者の職名、氏名、⑩b使用者の印影、⑪時間外労働 休日労働に関する協定届の提出年月日、⑫所轄の労働基準監督署の名称、⑬届の右上押印部分（文書5のみ）、⑭届の左下押印部分（文書6のみ）。

このうち、原処分1ないし原処分6においては、⑤a時間外労働をさせる必要のある具体的事由、⑤b業務の種類、⑤c労働者数（満18歳以上の者）、⑥a休日労働をさせる必要のある具体的事由、⑥b業務の種類、⑥c労働者数（満18歳以上の者）、⑥e労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻の1文字目ないし8文字目、⑧a協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名、⑧b協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の印影、⑩a使用者の職名の19文字目ないし最終文字（文書1及び文書2）、⑩a使用者の職名の21文字目ないし最終文字（文書3ないし文書6）、⑩a氏

名、⑩ b 使用者の印影、⑬届右上押印部分（文書 5）、⑬届の左下押印部分（文書 6）の各記入事項及び印影を不開示としている。

イ 原処分 7 ないし原処分 9 で特定された時間外労働 休日労働に関する協定届（文書 7 ないし文書 9）

様式番号、届の表題、事業場の労働保険番号及び法人番号に加え、①事業の種類、②事業の名称、③事業の所在地（電話番号）、④協定の有効期間、⑤ a 時間外労働をさせる必要のある具体的事由、⑤ b 業務の種類、⑤ c 労働者数（満 18 歳以上の者）、⑤ d 所定労働時間（1 日）（任意）、⑤ e 延長することができる時間数、⑤ f 起算日（年月日）、⑥ a 休日労働をさせる必要のある具体的事由、⑥ b 業務の種類、⑥ c 労働者数（満 18 歳以上の者）、⑥ d 所定休日（任意）、⑥ e 労働させることができる法定休日の日数、⑥ f 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻、⑦上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を経過しないこと。のチェックボックス、⑧協定の成立年月日、⑨ a 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名、⑨ b 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の印影、⑩協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法、⑪上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表するものであること。のチェックボックス（文書 8 イ及び文書 9 のみ）、⑫上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法 41 条 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものではないこと。のチェックボックス（文書 8 イ及び文書 9 のみ）、⑬届の提出年月日、⑭ a 使用者 職名、氏名、⑭ b 使用者の印影、⑮所轄労働基準監督署の名称、所轄労働基準監督署の受理印、⑯届の左上部にある印影（文書 7 のみ）から構成されている。

このうち、原処分においては、⑤ a 時間外労働をさせる必要のある具体的事由、⑤ b 業務の種類、⑤ c 労働者数（満 18 歳以上の者）、⑥ a 休日労働をさせる必要のある具体的事由、⑥ b 業務の種類、⑥ c 労働者数（満 18 歳以上の者）、⑨ a 協定の当事者である労働組

合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名、⑨ b 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の印影、⑭ a 使用者 職名の 10 文字目ないし最終文字、氏名、⑭ b 使用者の印影、⑯ 届の左上部にある印影（文書 7 のみ）を不開示としている。

（4）不開示情報該当性について

ア 法 5 条 1 号 該当性について

上記（2）ア⑧（及び（2）イ⑨。以下、丸数字の引用は（2）アの番号とし、括弧内に（2）イにおける番号を引用する。） a の協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名、⑧（⑨） b 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の印影、⑩（⑭） a 使用者の職名の 19 文字目ないし最終文字（文書 1 及び文書 2）、21 文字目ないし最終文字（文書 3 ないし文書 6）、10 文字目ないし最終文字（文書 7 ないし文書 9）、⑩（⑭） a 使用者の氏名、⑩（⑭） b 使用者の印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法 5 条 1 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハマまでのいずれにも該当しないことから不開示情報に該当するため、原処分を維持することが妥当である。

イ 法 5 条 2 号 イ 該当性について

⑤（⑤） a 時間外労働をさせる必要のある具体的事由、⑤（⑤） b 業務の種類、⑤（⑤） c 労働者数（満 18 歳以上の者）、⑥（⑥） a 休日労働をさせる必要のある具体的事由、⑥（⑥） b 業務の種類、⑥（⑥） c 労働者数（満 18 歳以上の者）、⑥ e 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻の 1 文字目ないし 8 文字目（文書 1 ないし文書 6 のみ）、⑩（⑭） b 使用者の印影は、特定企業における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するため、どのような人事戦略を持ち、どのような経営管理を行うかという、専ら当該企業独自の戦略ないし経営のノウハウに関わるものである。

これらが公にされた場合には、特定事業場と競争上の地位にある他の企業にとって、特定事業場の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について、特定事業場が不利益を受け、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法 5 条 2 号 イ に該当し、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法 5 条 4 号 該当性について

⑧ (⑨) b 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の印影、⑩ (⑭) b 使用者の印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、偽造により悪用されるおそれがあり、公にすることにより、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号の不開示情報に該当するため、原処分を維持することが妥当である。

原処分では不開示情報の適用条項として法5条4号を示していないが、これを加え、不開示を維持することが相当である。

エ 法5条6号柱書きの該当性について

⑤ (⑤) a 時間外労働をさせる必要のある具体的事由、⑤ (⑤) b 業務の種類、⑤ (⑤) c 労働者数 (満18歳以上の者)、⑥ (⑥) a 休日労働をさせる必要のある具体的事由、⑥ (⑥) b 業務の種類、⑥ (⑥) c 労働者数 (満18歳以上の者)、⑥ e 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻の1文字目ないし8文字目 (文書1ないし文書6)、⑬届の右上押印部分 (文書5)、⑬届の左下押印部分 (文書6)、⑯届の左上部にある印影 (文書7) の不開示部分について、上記3 (1) のとおり、使用者は、労働者に時間外労働又は休日労働を行わせる場合は、36協定届を作成し、所轄労働基準監督署長へ届け出ることが労働基準法上義務づけられている。当該不開示部分については、上記イのとおり、公にすると、当該企業の正当な利益を損なうおそれがあり、ひいては、36協定届を行政官庁に届け出る制度そのものの信頼を損なうおそれがある。原処分1ないし原処分4、原処分8及び原処分9では不開示情報の適用条項として法5条6号柱書きを示していないが、これを加え、原処分5ないし原処分7では不開示情報の適用条項として法5条6号としているが、これを同号柱書きに変更し、不開示を維持することが相当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「あくまでも開示を求めるのは同じ職場で勤務する労働者の氏名であり、法等により、開示を求める当該法人は私自身の勤務する法人である為、開示によって、法人の権利や競争上の正当な利益を害するものではありません」と主張するが、法が定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的の如何を問わず開示請求を認めることであるため、開示又は不開示の判断に当たっては、本人開示の場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず取り扱うべきものであるから、その主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、本件各審査請求については、原処分の不開示情報の適用条項として、原処分1ないし原処分4、原処分8及び原処分9では法5条4号及び6号柱書きを追加し、原処分5ないし原処分7では同条4号を追加し、同条6号を6号柱書きに変更した上で、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| ① | 令和6年4月24日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第516号ないし同第524号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ | 同年5月23日 | 審議（同上） |
| ④ | 同年9月17日 | 審査請求人から意見書を收受（同上） |
| ⑤ | 同年10月28日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑥ | 令和7年1月9日 | 令和6年（行情）諮問第516号ないし同第524号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求に対し、処分庁は、本件各対象文書の一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分に係る法の適用条項を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きとした上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 開示すべき部分（別表2の4欄に掲げる部分）について

（1）通番1

別表2の通番1の4欄に掲げる部分は、⑥e労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻欄（文書1ないし文書6）に記載された、始業及び終業の時刻を修飾する文言である。当審査会において当該部分を見分したところ、労働させることができる休日の就業時間について、労働契約に基づくことを示しているにすぎず、これを公にしても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、当該部分を開示しても、36協定届を行政官庁に届け出る制度そのものの信頼を損なうなど労働基準監督行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

(2) 通番4

別表2の通番4の不開示部分は、36協定届に記載された、使用者の職氏名である。当該部分には、当該特定事業場の役員の職氏名が記載されていることが認められ、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

しかしながら、株式会社である特定事業場の役員の氏名等は、商業登記簿に登録される事項であることから、法令の規定により公にされることが予定されている情報であるといえ、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(3) 通番6

別表2の通番6の不開示部分は、協定届の欄外に押印されたゴム印の記載である。当審査会において不開示部分を見分したところ、本件届は届出年月日以前については無効である旨が記載されていることが確認された。労働基準法36条に基づく時間外・休日労働に関する協定届は、労使協定を締結の上で、所定の協定届によりその内容を行政官庁に届け出ることにより効力が発生するものであるところ、当該不開示部分は、届出日以前についてはその効力が発生していないことを記載しているにすぎない。原処分において、協定の有効期間及び届出年月日は開示されていることから、当該押印のある協定届の届出が、開始年月日以降であったことは明らかであり、当該部分を開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、36協定届を行政官庁に届け出る制度そのものの信頼を損なうなど労働基準監督行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当するとは認められず、開示すべきである。

3 その余の部分（別表2の4欄に掲げる部分を除く部分）について

(1) 法5条1号該当性について

別表2の通番2の不開示部分は、労働者の過半数を代表する者の職名及び氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項に基づ

く部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条1号及び4号該当性について

別表2の通番3の不開示部分は、労働者の過半数を代表する者の印影であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条1号、2号イ及び4号該当性について

別表2の通番5の不開示部分は、当該特定事業場の役員の私印の印影である。当該特定事業場の役員の氏名は、上記2(2)のとおり開示すべきであるが、個人の印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 法5条2号イ及び6号柱書き該当性について

別表2の通番1の4欄に掲げる部分を除く部分は、時間外労働をさせる必要のある具体的事由とその業務の種類及び労働者数、休日労働をさせる必要のある具体的事由とその業務の種類等が具体的に記載されている。

当該部分は、特定事業場における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するための経営戦略・人事労務管理の一端を示すものであると認められ、当該特定事業場において広く一般に公開していない内部管理情報である。これを公にすると、当該特定事業場の正当な利益を害するおそれがあるとともに、特定事業場と競争上の地位にある他の企業にとって、特定事業場の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり、今後の人事戦略や経営戦略の展開に不当に有利に働くおそれも否定できないことから、当該特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、特定事業場の従業員であることを理由として本件対象文書を開示すべきであると主張しているが、法の定めた開示請求権制度では、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるか等の個別の事情は考慮されない。開示請求者が誰であっても同じ開示・不開示の判断がされるものであることから、審査請求人にとって既知の事実であるといった個別の事情は考慮されず、審査請求人の主張を採用することはできない。
- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした各決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分のうち、別表2の4欄を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条4号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2の4欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別表1 本件対象文書

1 諮問番号	2 原処分	3 決定日等	4 文書番号	5 文書名	6 特定された協定の有効期間
令和6年(行情)諮問第516号	原処分1	令和5年11月22日付け東労発総開第5-38号	文書1	平成24年特定月日～平成25年特定月日の間に、所轄の特定労働基準監督署Xへ届け出た「時間外労働・休日労働に関する協定届」特定株式会社 特定事務所B	平成24年特定月日から1年間
令和6年(行情)諮問第517号	原処分2	令和5年11月22日付け東労発総開第5-39号	文書2	平成25年特定月日～平成26年特定月日の間に、所轄の特定労働基準監督署Xへ届け出た「時間外労働・休日労働に関する協定届」特定株式会社 特定事務所B	平成25年特定月日から1年間
令和6年(行情)諮問第518号	原処分3	令和5年11月22日付け東労発総開第5-40号	文書3	平成26年特定月日～平成27年特定月日の間に、所轄の特定労働基準監督署Xへ届け出た「時間外労働・休日労働に関する協定届」特定株式会社 特定事務所B	平成26年特定月日から1年間
令和6年(行情)諮問第519号	原処分4	令和5年11月22日付け東労発総開第5-41号	文書4	平成27年特定月日～平成28年特定月日の間に、所轄の特定労働基準監督署Xへ届け出た「時間外労働・休日労働に関する協定届」特定株式会社 特定事務所B	平成27年特定月日から1年間
令和6年(行情)諮問第520号	原処分5	令和5年11月22日付け東労発総開第5-42号	文書5	平成29年特定月日～平成30年特定月日の間に、所轄の特定労働基準監督署Xへ届け出た「時間外労働・休日労働に関する協定届」特定株式会社 特定事務所B	平成29年特定月日から1年間

問第5 20号		開第5－ 43号		休日労働に関する協定届」 特定株式会社 特定事務所 B	
令和6 年（行 情）諮 問第5 21号	原 処 分 6	令和5年 11月2 2日付け 東労発総 開第5－ 44号	文書 6	平成30年特定月日～平成 31年特定月日の間に、所 轄の特定労働基準監督署X へ届け出た「時間外労働・ 休日労働に関する協定届」 特定株式会社 特定事務所 B	平成30 年特定月 日から1 年間
令和6 年（行 情）諮 問第5 22号	原 処 分 7	令和5年 11月2 2日付け 東労発総 開第5－ 45号	文書 7	平成31年特定月日～令和 2年特定月日の間に、所轄 の特定労働基準監督署Xへ 届け出た「時間外労働・休 日労働に関する協定届」特 定株式会社 特定事務所B	平成31 年特定月 日から1 年間
令和6 年（行 情）諮 問第5 23号	原 処 分 8	令和5年 11月2 2日付け 東労発総 開第5－ 46号	文書 8	令和2年特定月日～令和3 年特定月日の間に、所轄の 特定労働基準監督署Xへ届 け出た「時間外労働・休日 労働に関する協定届」特定 株式会社 特定事務所B	ア 令和 2年特定 月日から 1年間 イ 令和 3年特定 月日から 1年間
令和6 年（行 情）諮 問第5 24号	原 処 分 9	令和5年 11月2 2日付け 東労発総 開第5－ 47号	文書 9	令和3年特定月日～令和4 年特定月日の間に、所轄の 特定労働基準監督署Xへ届 け出た「時間外労働・休日 労働に関する協定届」特定 株式会社 特定事務所B	令和4年 特定月日 から1年 間

別表2 不開示情報該当性

1 文書名	2 諮問庁が不開示とすべきとしている部分		3 通番	4 2 欄のうち、開示すべき部分
	該当部分	法5条各号該当性		
「時間外労働 休日労働に関する協定届」	⑤ a 時間外労働をさせる必要のある具体的事由、⑤ b 業務の種類、⑤ c 労働者数（満18歳以上の者）、⑥ a 休日労働をさせる必要のある具体的事由、⑥ b 業務の種類、⑥ c 労働者数（満18歳以上の者）、⑥ e 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻の1文字目ないし8文字目（文書1ないし文書6）	2号イ、6号柱書き	1	⑥ e 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻の1文字目ないし8文字目（文書1ないし文書6）
	⑧（文書7ないし文書9は⑨） a 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名、氏名	1号	2	—
	⑧（文書7ないし文書9は⑨） b 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の印影	1号、4号	3	—
	⑩ a 使用者の職名19文字目ないし最終文字、氏名（文書1及び文書2）、⑩ a 使用者の職名21文字目ないし最終文字、氏名（文書3ないし文書6）、⑭ a 使用者 職名10文字目ないし最終文字、氏名（文書7ないし文書9）	1号	4	全て
	⑩（文書7ないし文書9は⑭） b 使用者の印影	1号、2号イ、4号	5	—
	⑬届の右上押印部分（文書5）、⑬届の左下押印部分（文書6）、⑯届の左上部にある印影（文書7）	6号柱書き	6	全て

（注）当審査会事務局において、該当箇所の記載方法を整理した。